

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年6月8日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

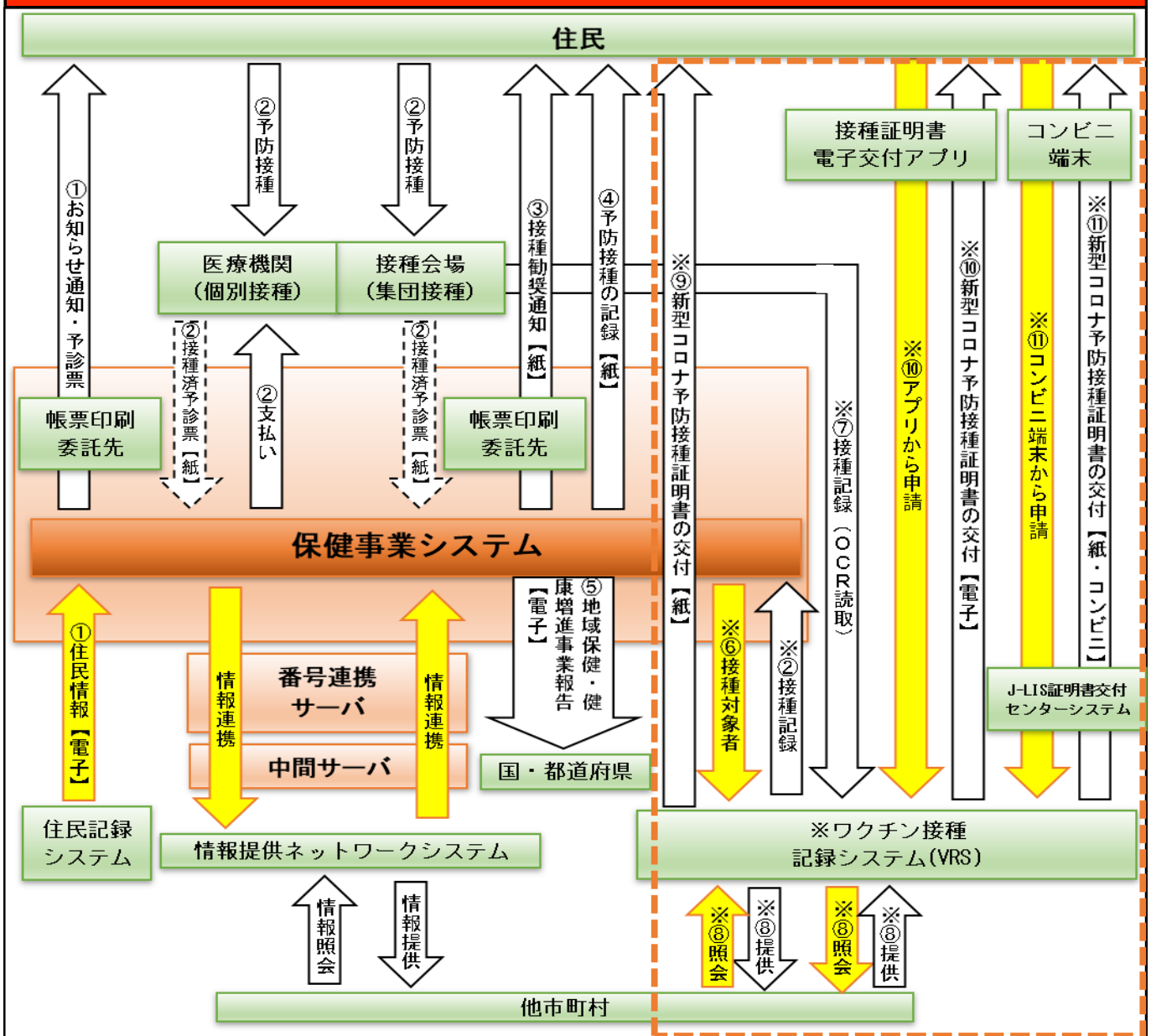
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	予防接種事務								
②事務の内容 ※	<p>【概要】 予防接種法(昭和23年法律第68号)並びに新型インフルエンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、各種予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する事務をそれぞれ行う。</p> <p>【内容】 ①接種対象者の確認 ②接種実施記録 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ④番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、同システムを使用した接種記録等の管理及び他市町村(特別区を含む。以下同じ)への接種記録の照会・提供を行う。 ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>								
③対象人数	[30万人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	保健事業システム								
②システムの機能	①対象者抽出機能: 予防接種対象者を抽出する ②予防接種入力機能: 個人の予防接種の情報を入力する機能 ③予防接種情報取込: 予防接種のパンチデータを取込みする ④予防接種照会: 接種履歴を照会する								
③他のシステムとの接続	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()								
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー								
②システムの機能	①宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、団体内統合利用番号連携サーバー内の統合宛名DBIに反映を行う ②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う ③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する ④情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う ⑤情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う								
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバー、既存業務システム)								

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理を行う。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム4									
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)								
②システムの機能	<p>①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</p> <p>②接種記録の管理</p> <p>③転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>④他市町村への接種記録の照会・提供</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の確認</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (</td> <td>保健事業システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (保健事業システム)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (保健事業システム)								
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	定期予防接種の対象者であるかの確認に用いる。
②実現が期待されるメリット	個人番号により、個人を特定し適正な予防接種履歴の管理が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一項番10項及び93の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二項番第16の2、16の3及び115の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二項番第16の2、16の3、17、18、19の項及び115の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健所感染症対策課
②所属長の役職名	保健所感染症対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【凡例】

↓ 個人番号を含む情報の流れ

⇄ 個人番号を含まない情報の流れ

※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種関係の追加事務

- ①予防接種書類発送事務：住民記録システムより定期予防接種対象者を抽出し、お知らせ及び予診票等を発送する。
- ②予防接種情報の管理事務：予防接種委託医療機関から提出された予診票を、対象者であるか特定し、データの入力および集計後、各医師会を通じて医療機関あてに委託料を支払う。
- ※②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録は、ワクチン接種記録システム（VRS）から抽出したデータにより保健事業システムに登録するため、「②接種記録予診票【紙】」による登録は発生しない。
- ③接種勧奨事務：予防接種未完了者に個別勧奨を行う。
- ④予防接種記録の提供：住民からの依頼により接種記録を提供する。
- ⑤統計事務：国および都道府県に、接種人数等の統計を報告する。
- ※⑥接種対象者等登録：ワクチン接種記録システム（VRS）に接種対象者・接種券発行状況を登録する。
- ※⑦接種記録の送信：個別接種、集団接種の会場でOCR処理することで、VRSに接種記録を登録する。
- ※⑧接種記録の照会：他市町村からの照会に応じて、VRSの機能で接種記録を提供する。当市からの照会も同様。
- ※⑨新型コロナ予防接種証明書の交付【紙】：接種記録を確認し交付する。（海外向けは旅券情報を追加）
- ※⑩新型コロナ予防接種証明書の交付【電子】：アプリからマイナンバーカードを使用し申請。自動交付する。（海外向けは旅券情報を追加）
- ※⑪新型コロナ予防接種証明書の交付【紙・コンビニ】：コンビニエンスストア等のキオスク端末からマイナンバーカードを使用し申請。自動交付する。（海外向けは旅券情報を追加）

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく予防接種の対象者
その必要性	予防接種法及び関係法令において接種記録の管理が必要とされること、また個人の接種歴を管理することにより、未接種者を正確に把握し、勧奨を行うために必要となる。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号およびその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月14日
⑥事務担当部署	保健福祉部保健所感染症対策課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新 (型)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニ エンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	
③入手の時期・頻度	<p>識別情報及び連絡先等情報について、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。</p> <p>業務関係情報である予防接種情報について、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から予診票を受領し入手する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度、個人番号を入手する。 他市町村から接種記録の照会を受ける都度、市町村から個人番号を入手する。 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合で、接種記録の確認が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。</p>	
④入手に係る妥当性	<p>識別情報について、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。</p> <p>連絡先等情報について、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。</p> <p>業務関係情報である予防接種情報について、予防接種法施行令第6条の2の第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同法第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、他市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみ入手する。</p>	
⑤本人への明示	<p>識別情報について、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めるとされている。</p> <p>連絡先等情報について、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予診票に記載するよう、お知らせ等に示している。</p> <p>予防接種情報について、予診票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、接種者からの同意を得て入手する。 接種者からの新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</p>	
⑥使用目的 ※	<p>対象者の資格管理、接種記録の管理・保管に係る事務を適正かつ公正に行うため</p> <p>変更の妥当性</p>	
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉部保健所感染症対策課、各地区保健福祉センター
	使用者数	<p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

⑧使用方法 ※	接種記録の管理・保管及び情報照会 保健事業システムに接種記録を登録し、接種記録の管理、保管及び接種記録の照会・回答を行うために使用する。		
	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を確認するために特定個人情報を使用する。		
	情報の突合 ※	予診票に記入された住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうか確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、他市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	
	情報の統計分析 ※	予防接種の対象者の分析のためなどの集計を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	定期予防接種対象者であるかの決定を行う。		
⑨使用開始日	令和3年6月14日		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (<input type="checkbox"/>) 件		
委託事項1	保健事業システムの運用・保守業務		
①委託内容	保健事業システムの運用・保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体		
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	保健事業システムの運用・保守において、データバックアップやシステムのカスタマイズ等を行うにあたり、予防接種事業情報ファイルを取り扱う必要があるため	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑤委託先名の確認方法	情報開示請求により確認することができる。		
⑥委託先名	株式会社FSK		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2～5			
委託事項2			
①委託内容	パンチ入力業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	定期予防接種の対象者	
	その妥当性	委託先が決定した際は、入札結果として公表している。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	情報開示請求により確認することができる。		
⑥委託先名	株式会社FSK		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3			
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書)電子交付機能)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○]提供を行っている (3) 件 []移転を行っている () 件 []行っていない	
提供先1	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法別表第二 16の2項、16の3項	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種履歴	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じた依頼のあった都度	
提供先2～5		
提供先2	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法別表第二 115の2項	
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種履歴	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じた依頼のあった都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市町村コード及び転入者の個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p><いわき市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、具体的に次のとおりセキュリティ対策を講じている。 ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[定められていない]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	過去の接種歴を確認する必要があるため、保管期間は特に定めていない。												
③消去方法		<p><いわき市における措置> ①保守事業者が個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①当市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ②当市の領域に保管されたデータは、他市町村から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【世帯情報】

世帯番号、世帯主個人番号、世帯主カナ氏名、電話番号、FAX番号、処理区分、更新者、更新日、更新時間、地域情報、世帯予備

【個人情報】

個人番号、宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、続柄、住民区分、外国人判定、国籍、家族判明、異動事由、異動日、異動届け出日、転入前住所、転出後住所、住所コード、住所、郵便番号、自治体コード

【予防接種情報】

予防接種名(コード)、接種回数、混合接種何種、接種・予診日、接種判定、予診フラグ、接種日年齢、実施医療機関、ロットナンバー、接種量、接種医、医師の判断、肺炎球菌種類、予診医、製薬会社、接種区分、接種券番号

【新型コロナウイルス感染症予防接種証明書関係情報】

ローマ字氏名、旧姓、別姓、別名、国籍、旅券番号、証明書ID、証明書発行年月日、ワクチン種類、製品名

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>申請時において、本人確認書類（保険証など）の確認を行い、対象者以外の情報を入手することのないように努める。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>予防接種業務に必要な情報以外はシステムに入力できない仕組みとなっている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにIDとパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	申請時において、本人確認書類(保険証など)の確認を行い、対象者以外の情報を入手することのないように努める。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
個人番号の真正性確認の措置の内容	申請時において、通知カード、個人番号カードの提示を受け、本人確認を行う。 住民基本台帳ネットワークシステム又は情報連携基盤システムで確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行う。 添付書類等との照合等を通じて確認することで、正確性を確保している。 ②入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	申請書類等の保管については、施錠された部屋で保管している。 <保健事業システムにおける措置> システムは専用ネットワークを利用することで、情報リスクを低減し、操作者は利用可能な機能をシステム上で制御する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<保健事業システムにおける措置> 情報入手において記録媒体を使用する場合は、専用の電子記録媒体を用いることとし、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	権限のない者のアクセスを認めない仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><保健事業システムにおける措置> 予防接種事務に関係のない情報を保有しない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><保健事業システムにおける措置></p> <p>①個人番号を使用する職員等を特定し、個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>②なりすましを防止するために、共用IDの利用を禁止している。</p> <p>③他人に自己のパスワードを使用させ、又は他人のパスワードを使用してはならないこととしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、次の対策を講じている。</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</p> <p>②LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</p> <p>③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</p> <p>④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><保健事業システムにおける措置></p> <p>①年度当初に、転入者・転出者・退職者等について、IDの登録・廃止を行っている。</p> <p>②上記とは別に、年に2回、IDの登録及び削除、また、パスワードの変更を行っている。パスワードの変更は必須であり変更しない場合ログイン不可となる。</p> <p>③アクセス権限と事務の対応表を作成する。対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</p> <p>④申請に対して、情報政策課長が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。</p> <p>⑤端末毎に利用可能な情報の範囲を限定している。</p> <p>⑥ID及び端末でアクセス制御を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。</p>

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><保健事業システムにおける措置> ユーザID、端末、並びに、アクセス権限を定期的に確認し、業務上不要となったID、端末、アクセス権限を変更または削除する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><保健事業システムにおける措置> ①システムの操作履歴(日時、操作者、操作対象者、操作内容等)を記録する。 ②不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ③バックアップされた操作履歴について、安全な場所に施錠保管する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>①定められた目的以外に端末を利用してはならないこととしている。 ②勤務時間外に端末を利用しようとするときは、利用する日時等について、あらかじめ情報政策課長の承認を受ける必要がある。 ③システムの操作履歴を記録する。 ④特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ⑤他自治体で発生したセキュリティ事案等の情報を定期的に庁内で周知し、情報セキュリティに対する意識の向上を図る。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><保健事業システムにおける措置> ①保健事業システムは個人情報等を画面上で登録・修正・表示等する機能のみを有し、データ(ファイル)を端末に出力する機能はない。 ②特定の権限者(ユーザIDが必要)以外は情報の複製をすることは困難であり、職員は当該権限が付与されていないため情報の複製は行えない。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、委託先に対し指導する(契約書で事前に市の承認を得ないで情報の複製・複写することを禁止している) ③バックアップログを記録する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 保健事業システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、次のようにしている。 ①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ③電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化を行う。 ④電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去記録を残す。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の外部記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には次の3つの場面に限定している。 (1)当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 (3)接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を確認するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>			
情報保護管理体制の確認	<p><いわき市における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの取得、または、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ③特定個人情報の提供ルール/消去ルール ④委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ⑤再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	委託業者に対し、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面による報告を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を最小限にする。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	アクセスログによる記録を残している。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①契約書において、第三者への特定個人情報の提供を禁止している。 ②定期的に特定個人情報の取り扱い状況について書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①委託元と委託先間との電子データのやりとりは、不可能な場合を除き必ずデータを暗号化し、施錠可能な箱に電子媒体を格納した上で実施することとしている。 ②委託元と委託先間のデータ・出力帳票等のやり取りは、事故等を未然に防ぐことを目的として、受渡簿を作成し、受渡しの確認を行っている。		

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p>特定個人情報を含む全ての個人情報について、次の内容を契約書に定めている。</p> <p>①業務委託終了後、業務で使用した個人情報については、返還又は廃棄しなければならない。</p> <p>②事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理予定日を書面により申請し、承諾を得なければならない。</p> <p>③消去又は廃棄に際し市から立ち合いを求められた場合、応じなければならない。</p> <p>④個人情報が記録された媒体を廃棄する場合、物理的な破壊、その他当該個人情報を判読不可能とする措置を講じる必要がある。</p> <p>⑤個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名、内容を記録し、書面により報告しなければならない。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全ての個人情報について、次の内容を契約書に定めている。</p> <p>①施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。</p> <p>②甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。</p> <p>③個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。</p> <p>④事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。</p> <p>⑤個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。</p> <p>⑥個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。</p> <p>⑦個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。</p> <p>⑧個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。</p> <p>⑨作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。</p> <p>⑩個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><保健事業システムにおける措置> ①保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 ②ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><保健事業システムにおける措置> 他課から情報の提供・移転を求められた場合、既に承認されたものを除き、データ所管課である健康づくり推進課の承認が必要である。法令に基づくものか確認し、承認されたものについてのみ、データの提供・移転を行う。データの抽出は、委託事業者が行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、本人の同意がある場合、転出元市町村から新型コロナウイルス感染症の予防接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号をワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、当市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。

②特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。

具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、他市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> 番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能によりログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバー運用における措置> 番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> 番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> 番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインターフェースシステムにより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーにおける措置> ①慎重な対応が求められる情報については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能によりログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバー運用における措置> 番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><いわき市における措置> 団体内統合利用番号連携サーバーは権限のない者のアクセスを認めない仕組みとする。</p> <p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な操作端末や情報提供などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置> 番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><いわき市における措置> 団体内統合利用番号連携サーバーは既定の中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 ③番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置> 番号連携サーバーの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>

<p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p><いわき市における措置> ①サーバ室は、入室可能な者を特定し、また、入室の管理を行うため、ICカードによる入退室管理を行っている。 ②落雷等によるデータの滅失等を防止するため、無停電電源装置や自家発電設備を設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。なお、主に次の物理的対策を講じている。 ①サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ②日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用</p>
<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p><いわき市における措置> ①サーバはインターネットから遮断された閉鎖ネットワークに設置している。 ②ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ③ID・パスワードの発行・更新・廃棄の管理、アクセス権限の管理等を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。なお、主に次の技術的対策を講じている。 ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ②当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ⑤当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ⑥LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ⑦電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ⑧電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ⑨証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ⑩キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する、また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>①磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</p> <p>②紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><いわき市における措置> 評価書の記載内容通りの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施し、運用状況の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><いわき市における措置> 組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><いわき市における措置> ①職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ②委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁舎1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示手数料は徴収しないが、写しの交付に要する費用は、請求者の負担となり、現金により納付する。【例: 黒色単色 A3判 10円】)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉部 保健所 感染症対策課 〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話: 0246-27-8595
②対応方法	【対応例】問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	いわき市市民意見募集制度実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。
②実施日・期間	令和2年12月28日から令和3年1月28日まで 令和3年6月30日から令和3年7月30日まで 令和3年12月22日から令和4年1月21日まで 令和4年7月29日から令和4年8月29日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	①令和3年2月4日 ②令和3年9月13日 ③令和4年6月29日 ④令和4年10月5日
②方法	いわき市情報公開・個人情報保護審議会により実施予定
③結果	評価書の記載内容について、概ね問題ないとのことでした承を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 6②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項第16の2、16の3及び115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項第16の2、16の3、17、18、19の項及び115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項第16の2、16の3及び115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項第16の2、16の3、17、18、19の項及び115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12の2、12の2の2、13、13の2条	事前	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅲ6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	法改正に伴う修正
令和3年9月13日	I 1②事務の内容	右記の内容を追記	⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、同システムを使用した接種記録等の管理及び他市町村(特別区を含む。以下同じ)への接種記録の照会・提供を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	I 2システム4①システムの名称	右記を追加	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	I 2システム4②システムの機能	右記を追加	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市町村への接種記録の照会・提供	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	I 2システム4③他システムとの接続	右記を追加	[○] その他(保健事業システム)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	I 5法令上の根拠	右記の内容を追記	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	(別添1)事務内容	図に右記の内容を追記	※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務関係の追加事務	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 3②入手方法	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 3③入手の時期・頻度	右記の内容を追記	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) 転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 3④入手に係る妥当性	右記の内容を追記	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 3⑤本人への明示	右記の内容を追記	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 接種者からの同意を得て入手する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	II 3⑧使用方法	・接種記録の管理・保管 保健業務システムに接種記録を登録し、接種記録の管理及び保管を行う。	接種記録の管理・保管 保健事業システムに接種記録を登録し、接種記録の管理及び保管を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために 特定個人情報を使用する。 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 3⑧使用方法 情報の突合	右記の内容を追記	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入力し、当市の接種記録と突合する。(転出先市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 3⑧使用方法 情報の統計分析	予防接種の対象者の分析のためなどの集計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計は行わない。	予防接種の対象者の分析のためなどの集計を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託の有無	(2)件	(3)件	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3①委託内容	右記を追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	右記を追加	特定個人情報ファイルの一部	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	右記を追加	10万人以上100万人未満	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	右記を追加	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	右記を追加	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3③委託先における取扱者数	右記を追加	10人以上50人未満	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3④委託先への特定個人情報ファイルの提供	右記を追加	[○] その他(LGWAN回線を用いた提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3⑤委託先名の確認方法	右記を追加	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3⑥委託先名	右記を追加	株式会社ミラボ	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 4委託事項3⑦再委託の有無	右記を追加	再委託しない	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 5提供先3	右記を追加	市町村長	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 5提供先3①法令上の根拠	右記を追加	番号法第19条第16号	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 5提供先3②提供先における用途	右記を追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 5提供先3③提供する情報	右記を追加	市町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 5提供先3④提供する情報の対象となる本人の数	右記を追加	10万人以上100万人未満	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 5提供先3⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	右記を追加	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 5提供先3⑥提供方法	右記を追加	[○] その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	II 5提供先3⑦時期・頻度	右記を追加	当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 6①保管場所	右記の内容を追記	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、具体的に次のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <p>①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。</p> <p>②当該領域のデータは、暗号化処理をする。</p> <p>③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</p> <p>④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</p> <p>⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	II 6③消去方法	右記の内容を追記	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>①当市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</p> <p>②当市の領域に保管されたデータは、他市町村から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記の内容を追記	宛番号、自治体コード、接種券番号	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	III 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記の内容を追記	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	III 2リスク2 リスクに対する措置の内容	保健システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにIDとパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。	<p><保健事業システムにおける措置></p> <p>保健事業システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにIDとパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	III 2リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>・申請書類等の保管については、施錠された部屋で保管している。</p> <p>・システムは専用ネットワークを利用することで、情報リスクを低減し、操作者は利用可能な機能をシステム上で制御する。</p>	<p>申請書類等の保管については、施錠された部屋で保管している。</p> <p><保健事業システムにおける措置></p> <p>システムは専用ネットワークを利用することで、情報リスクを低減し、操作者は利用可能な機能をシステム上で制御する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	Ⅲ2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	情報入手において記録媒体を使用する場合は、専用の記録媒体を用いることとし、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。	<p><保健事業システムにおける措置> 情報入手において記録媒体を使用する場合は、専用の記録媒体を用いることとし、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ3リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	予防接種事務に関係のない情報を保有しない。	<p><保健事業システムにおける措置> 予防接種事務に関係のない情報を保有しない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p>①個人番号を使用する職員等を特定し、個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>②なりすましを防止するために、共用IDの利用を禁止している。</p> <p>③他人に自己のパスワードを使用させ、又は他人のパスワードを使用してはならないこととしている。</p>	<p><保健事業システムにおける措置> ①個人番号を使用する職員等を特定し、個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ②なりすましを防止するために、共用IDの利用を禁止している。 ③他人に自己のパスワードを使用させ、又は他人のパスワードを使用してはならないこととしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、次の対策を講じている。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ②LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	<p>①年度当初に、転入者・転出者・退職者等について、IDの登録・廃止を行っている。</p> <p>②上記とは別に、年に2回、IDの登録及び削除、また、パスワードの変更を行っている。パスワードの変更は必須であり変更しない場合ログイン不可となる。</p> <p>③アクセス権限と事務の対応表を作成する。・対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</p> <p>④申請に対して、情報政策課長が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。</p> <p>⑤端末毎に利用可能な情報の範囲を限定している。</p> <p>⑥ID及び端末でアクセス制御を行っている。</p>	<p><保健事業システムにおける措置> ①年度当初に、転入者・転出者・退職者等について、IDの登録・廃止を行っている。 ②上記とは別に、年に2回、IDの登録及び削除、また、パスワードの変更を行っている。パスワードの変更は必須であり変更しない場合ログイン不可となる。 ③アクセス権限と事務の対応表を作成する。対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ④申請に対して、情報政策課長が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。 ⑤端末毎に利用可能な情報の範囲を限定している。 ⑥ID及び端末でアクセス制御を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ユーザID、端末、並びに、アクセス権限を定期的に確認し、業務上不要となったID、端末、アクセス権限を変更または削除する。	<p><保健事業システムにおける措置> ユーザID、端末、並びに、アクセス権限を定期的に確認し、業務上不要となったID、端末、アクセス権限を変更または削除する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ3リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<p>・システムの操作履歴(日時、操作者、操作対象者、操作内容等)を記録する。</p> <p>・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。</p> <p>・バックアップされた操作履歴について、安全な場所に施錠保管する。</p>	<p><保健事業システムにおける措置> ①システムの操作履歴(日時、操作者、操作対象者、操作内容等)を記録する。 ②不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ③バックアップされた操作履歴について、安全な場所に施錠保管する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	Ⅲ3リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>・保健事業システムは個人情報等を画面上で登録・修正・表示等する機能のみを有し、データ(ファイル)を端末に出力する機能はない。</p> <p>・特定の権限者(ユーザIDが必要)以外は情報の複製をすることは困難であり、職員は当該権限が付与されていないため情報の複製は行えない。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、委託先に対し指導する(契約書で事前に市の承認を得ないで情報の複製・複写することを禁止している)</p> <p>・バックアップログを記録する。</p>	<p><保健事業システムにおける措置></p> <p>①保健事業システムは個人情報等を画面上で登録・修正・表示等する機能のみを有し、データ(ファイル)を端末に出力する機能はない。</p> <p>②特定の権限者(ユーザIDが必要)以外は情報の複製をすることは困難であり、職員は当該権限が付与されていないため情報の複製は行えない。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、委託先に対し指導する(契約書で事前に市の承認を得ないで情報の複製・複写することを禁止している)</p> <p>③バックアップログを記録する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>保健事業システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、次のようにしている。</p> <p>①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</p> <p>②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</p> <p>③電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化を行う。</p> <p>④電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去記録を残す。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・保健事業システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。</p>	<p><保健事業システムにおける措置></p> <p>保健事業システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の外部記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には次の2つの場面に限定している。</p> <p>(1)当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</p> <p>(2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</p> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際に、プライバシーマークの取得、または、ISMS認証の取得を要件とする。	<p><いわき市における措置></p> <p>委託先を選定する際に、プライバシーマークの取得、または、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <p>①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>②特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p> <p>③特定個人情報の提供ルール/消去ルール</p> <p>④委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>⑤再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 ・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。	<保健事業システムにおける措置> ①保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 ②ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	他課から情報の提供・移転を求められた場合、既に承認されたものを除き、データ所管課である健康づくり推進課の承認が必要である。法令に基づくものか確認し、承認されたものについてのみ、データの提供・移転を行う。データの抽出は、委託事業者が行う。	<保健事業システムにおける措置> 他課から情報の提供・移転を求められた場合、既に承認されたものを除き、データ所管課である健康づくり推進課の承認が必要である。法令に基づくものか確認し、承認されたものについてのみ、データの提供・移転を行う。データの抽出は、委託事業者が行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、本人の同意がある場合、転出元市町村から新型コロナウイルス感染症の予防接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号をワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	・保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容	・保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、誤った情報のやり取り及び誤った相手とのやり取りを防止する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号と共に転出元の市町村コードを提供する場面に限定している。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅲ7リスク1⑤ 具体的な対策の内容	右記の内容を追記	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。なお、主に次の物理的対策を講じている。 ①サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ②日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容	右記の内容を追記	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。なお、次の技術的対策を講じている。</p> <p>①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。</p> <p>②当該領域のデータは、暗号化処理をする。</p> <p>③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</p> <p>④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</p> <p>⑤当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</p> <p>⑥LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅳ1① 具体的なチェック方法	右の内容を追記	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅳ1② 具体的な内容	右の内容を追記	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅳ2 具体的な方法	右の内容を追記	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	Ⅳ3 その他のリスク対策	右の内容を追記	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用に伴う追記
令和3年9月13日	I 1②事務の内容	右記の内容を追記	⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	I 2システム4②システムの機能	右記の内容を追記	⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の確認	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	(別添1)事務内容	図に右記の内容を追記	※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係るデータ確認	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	II 3③入手の時期・頻度	右記の内容を追記	接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合、接種記録の照会が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	II 3④入手に係る妥当性	右記の内容を追記	接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみ入手する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月13日	II 3⑤本人への明示	<p>識別情報について、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされている。</p> <p>連絡先等情報について、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予診票に記載するよう、お知らせ等に示している。</p> <p>予防接種情報について、予診票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 接種者からの同意を得て入手する。</p>	<p>識別情報について、番号法第14条において本人又は他の個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができるとされている。</p> <p>連絡先等情報について、医療機関で接種を受ける前に、住民票住所の印字がある本人確認証を提示、またその住所を予診票に記載するよう、お知らせ等に示している。</p> <p>予防接種情報について、予診票に、同票の提出の本人又は保護者による同意欄を設けている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、接種者からの同意を得て入手する。 接種者からの新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	II 3⑧使用方法	右記の内容を追記	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を確認するために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記の内容を追記	【新型コロナウイルス感染症予防接種証明書関係情報】 ローマ字氏名、旧姓、別姓、別名、国籍、旅券番号、証明書ID、証明書発行年月日	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	III 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記の内容を追記	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和3年9月13日	III 3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の外部記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には次の2つの場面に限定している。 (1)当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の外部記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には次の3つの場面に限定している。 (1)当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 (3)接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を確認するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記
令和4年6月29日	I 2システム4②システムの機能	右記の内容を追記	⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	(別添1)事務内容	図を右記のとおり変更	<p>※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリを利用した電子申請受付・電子交付を追加</p> <p>※他市町村との接種記録の照会・提供における照会時に特定個人情報を利用するよう変更</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記、VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	II 3②入手方法	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	II 3③入手の時期・頻度	<p>識別情報及び連絡先等情報について、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。</p> <p>業務関係情報である予防接種情報について、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から予診票を受領し入手する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度、市町村から個人番号を入手する。接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合で、接種記録の確認が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。</p>	<p>識別情報及び連絡先等情報について、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。</p> <p>業務関係情報である予防接種情報について、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から予診票を受領し入手する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度、転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度、市町村から個人番号を入手する。接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合で、接種記録の確認が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	II 3④入手に係る妥当性	<p>識別情報について、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求められることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。</p> <p>連絡先等情報について、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。</p> <p>業務関係情報である予防接種情報について、予防接種法施行令第6条の2の第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同法第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみ入手する。</p>	<p>識別情報について、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求められることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。</p> <p>連絡先等情報について、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。</p> <p>業務関係情報である予防接種情報について、予防接種法施行令第6条の2の第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同法第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみ入手する。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	II 3⑤本人への明示	右記の内容を追記	電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	II 3⑥使用方法	<p>接種記録の管理・保管及び情報照会 保健事業システムに接種記録を登録し、接種記録の管理、保管及び接種記録の照会・回答を行うために使用する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために 特定個人情報を使用する。 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を確認するために特定個人情報を使用する。</p>	<p>接種記録の管理・保管及び情報照会 保健事業システムに接種記録を登録し、接種記録の管理、保管及び接種記録の照会・回答を行うために使用する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を確認するために特定個人情報を使用する。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	II 3⑧使用方法 情報の突合	<p>予診票に記入された住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうか確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)</p>	<p>予診票に記入された住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうか確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	II 4委託事項3①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	II 4委託事項3②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	II 4委託事項3④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(LGWAN回線を用いた提供)	[○] その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	II 5提供先3③提供する情報	市町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	市町村コード及び転入者の個人番号	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	II 6①保管場所	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記の内容を追記	ワクチン種類、製品名	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る法改正に基づく追記(前回未対応分)
令和4年6月29日	III 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	同上	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	III 2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記の内容を追記	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	III 2リスク2 リスクに対する措置の内容	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記の内容を追記	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	右記の内容を追記	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	Ⅲ3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の外部記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には次の3つの場面に限定している。 (1)当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 (3)接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を確認するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムを利用する際、記録媒体による情報の取り出しは、原則行わないこととしている。情報を取り出す必要がある場合は、所属長の許可を得たうえで、専用の外部記録媒体を用いる。また、その際は必ず情報の暗号化を行うこととしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には次の3つの場面に限定している。 (1)当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 (3)接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を確認するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	<いわき市における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの取得、または、ISMS認証の取得を要件とする。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ③特定個人情報の提供ルール/消去ルール ④委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ⑤再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<いわき市における措置> 委託先を選定する際に、プライバシーマークの取得、または、ISMS認証の取得を要件とする。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ③特定個人情報の提供ルール/消去ルール ④委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ⑤再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、当市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、誤った情報のやり取り及び誤った相手とのやり取りを防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p><保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更
令和4年6月29日	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容	右記の内容を追記	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ⑦電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ⑧電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	Ⅳ1① 具体的なチェック方法	<p><いわき市における措置> 評価書の記載内容通りの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施し、運用状況の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><いわき市における措置> 評価書の記載内容通りの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施し、運用状況の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	Ⅳ1② 具体的な内容	<p><いわき市における措置> 組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><いわき市における措置> 組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	IV2 具体的な方法	<p><いわき市における措置> ①職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ②委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><いわき市における措置> ①職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ②委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	IV3 その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に基づく追記
令和4年6月29日	II 3③ 入手の時期・頻度	<p>識別情報及び連絡先等情報について、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 業務関係情報である予防接種情報について、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から予診票を受領し入手する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度、市町村から個人番号を入手する。 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合で、接種記録の確認が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。</p>	<p>識別情報及び連絡先等情報について、住民記録システムで異動が発生したタイミングでデータ連携し取得する。 業務関係情報である予防接種情報について、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から予診票を受領し入手する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 他市町村から接種記録の照会を受ける都度、市町村から個人番号を入手する。 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合で、接種記録の確認が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年6月29日	II 3④ 入手に係る妥当性	<p>識別情報について、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求められることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 連絡先等情報について、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。 業務関係情報である予防接種情報について、予防接種法施行令第6条の2の第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同法第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会を受け、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) 転出先市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみ入手する。</p>	<p>識別情報について、番号法第14条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求められることができるとされているため、予防接種事業に係る事務において必要な時期に情報を入手する必要がある。 連絡先等情報について、正確な本人特定のため、予診票に記載された情報と突合するため、また、接種勧奨に使用するために取得する必要がある。 業務関係情報である予防接種情報について、予防接種法施行令第6条の2の第1項において、予防接種に関する記録を少なくとも5年間は保存し、また、同法第2項において、本人から開示請求があった際には、対応する必要がある。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 転入時に転出元市町村への接種記録の照会を受け、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) 転出先市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみ入手する。</p>	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	II 3⑧使用方法 情報の突合	予診票に記入された住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうかを確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	予診票に記入された住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうかを確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、他市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年6月29日	III 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略) ②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (略)	(略) ②他市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (略)	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年6月29日	III 5リスク2 リスクに対する措置の内容	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、当市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、当市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年6月29日	III 5リスク3 リスクに対する措置の内容	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	<保健事業システムにおける措置> 保健事業システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御することで、不適切な方法で情報がやり取りされることを防止する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 当市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年6月29日	III 5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号と共に転出元の市町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、他市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年10月5日	I 2システム4②システムの機能	右記の内容を追記	⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	(別添1)事務内容	図に右記の内容を追記	※接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施について追記	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	II 3②入手方法	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	II 3⑤本人への明示	(略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市への転入者について、接種者からの同意を得て入手する。 接種者からの新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	(略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市への転入者について、接種者からの同意を得て入手する。 接種者からの新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	II 4委託事項3①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	II 4委託事項3②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	II 4委託事項3④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[○] その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	II 6①保管場所	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	III 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略) ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(略) ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	III 2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	予防接種業務に必要な情報以外はシステムに入力できない仕組みとなっている。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	予防接種業務に必要な情報以外はシステムに入力できない仕組みとなっている。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	III 2リスク2 リスクに対する措置の内容	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	申請時において、本人確認書類(保険証など)の確認を行い、対象者以外の情報を入力することのないように努める。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	申請時において、本人確認書類(保険証など)の確認を行い、対象者以外の情報を入力することのないように努める。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行う。添付書類等との照合等を通じて確認することで、正確性を確保している。 ②入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	①特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行う。添付書類等との照合等を通じて確認することで、正確性を確保している。 ②入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	(略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 (略)	(略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 (略)	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記
令和4年10月5日	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容	右記の内容を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ⑨証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ⑩キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に係る追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅱ 6③ 消去方法	(略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (略)	(略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 (略)	事後	総務省通知に基づく変更
令和4年10月5日	Ⅲ 6リスク2 リスクに対する措置の内容	(略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 (略)	(略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 (略)	事後	法改正に伴う修正
令和4年10月5日	Ⅲ 6リスク3 リスクに対する措置の内容	(略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 (略)	(略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 (略)	事後	法改正に伴う修正
令和4年10月5日	Ⅱ 3③ 入手の時期・頻度	(略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度、市町村から個人番号を入手する。 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合で、接種記録の確認が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。	(略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度、個人番号を入手する。 転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度、市町村から個人番号を入手する。 接種者から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合で、接種記録の確認が必要になる都度、本人から個人番号を入手する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る変更(前回記載不足分)
令和5年6月8日	I 7 ①部署	保健福祉部保健所総務課	保健福祉部保健所感染症対策課	事後	組織改正に係る変更
令和5年6月8日	I 7 ②所属長の役職名	保健福祉部保健所総務課長	保健福祉部保健所感染症対策課長	事後	組織改正に係る変更
令和5年6月8日	Ⅱ 2 ⑥事務担当部署	保健福祉部保健所総務課	保健福祉部保健所感染症対策課	事後	組織改正に係る変更
令和5年6月8日	Ⅱ 3 ⑦使用部署	保健福祉部保健所総務課、各地区保健福祉センター	保健福祉部保健所感染症対策課、各地区保健福祉センター	事後	組織改正に係る変更
令和5年6月8日	Ⅲ 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	VRS 自治体メニューの管理機能の実装に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	Ⅲ 3 リスク2 ユーザー認証の管理	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、次の対策を講じている。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ②LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、次の対策を講じている。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ②LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	VRS 自治体メニューの管理機能の実装に係る変更
令和5年6月8日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	VRS 自治体メニューの管理機能の実装に係る変更
令和5年6月8日	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の管理	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	VRS 自治体メニューの管理機能の実装に係る変更
令和5年6月8日	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	(略) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じて随時に確認する。	事後	VRS 自治体メニューの管理機能の実装に係る変更
令和5年6月8日	V 2 ①連絡先	保健福祉部 保健所 総務課 〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話:0246-27-8595	保健福祉部 保健所 感染症対策課 〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 電話:0246-27-8595	事後	組織改正に係る変更